

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例の
一部改正（案）の概要

1 改正の趣旨及び概要

群馬県では、建設工事に伴い排出された土砂等による埋立て等について、「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例」（県土砂条例）により、土砂等の崩落による災害発生及び有害物質の混入による土壌汚染を防止し、県民生活の安全の確保及び生活環境の保全を図るための規制を行ってきました。

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害等を受けて、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（盛土規制法）が令和5年5月26日から施行され、群馬県では令和7年5月から規制が適用される予定です。

これに伴い、県土砂条例において盛土規制法と重複する規制を整理するため、災害発生の防止に関する規定を削除するとともに、引き続き汚染された土砂等による埋立て等を規制するため、土砂条例を一部改正しようとするものです。

2 主な改正の内容

（1）盛土規制法と重複する規制の整理

県土砂条例の目的のうち、盛土規制法と重複する「災害発生の防止」については同法により規制することとし、埋立て等に係る許可制度や技術上の基準など、災害発生の防止に関する規定を削除します。

（2）土砂等の搬入計画の事前届出制度の創設

許可制度を廃止する一方で、汚染土砂等による埋立て等を引き続き規制するため、現行の県土砂条例で許可対象としていた土砂等の埋立て等を行おうとする事業者は、事前に土砂等の搬入計画を届け出なければならないこととします。

搬入計画の届出後は、これまでと同様、実際に搬入する土砂等に係る事前届出や定期的な土壌検査の実施を必須とします。

（3）県土砂条例を適用しない市町村に関する規定の見直し

現行の県土砂条例では、市町村が土砂等による埋立て等を規制する条例を制定している場合であって、知事が市町村長と協議し、当該市町村条例が県土砂条例の趣旨に即した内容であると認めるときは、当該市町村の区域においては県土砂条例を適用しないこととしています。

群馬県と中核市（前橋市・高崎市）のそれぞれが適用を開始する盛土規制法の規制に合わせて、生活環境の保全についても同じ規制主体となるよう、中核市を「県土砂条例を適用しない市町村」とします。

3 施行期日

令和7年5月26日（予定）

【県土砂条例と盛土規制法の比較】

		県土砂条例（現行）	県土砂条例（改正後）	盛土規制法
目 的		<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生の防止 ・ 生活環境の保全 	生活環境の保全	災害発生の防止
主な規制内容	災害発生の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 盛土の締固め、地滑り防止措置 ・ 盛土の高さ及び勾配 ・ 擁壁の設置 ・ 法面の保護 ・ 排水施設 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 盛土の締固め、地滑り防止措置 ・ 盛土の高さ及び勾配 ・ 擁壁や崖面崩落防止施設の設置 ・ 法面の保護 ・ 排水施設
	生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌基準への適合 ・ 土砂搬入の事前届出、土壌検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌基準への適合 ・ 土砂搬入の事前届出、土壌検査 	—
許可等対象面積		許可：3,000 m ² 以上	届出：3,000 m ² 以上	<p>【宅地造成等工事規制区域】</p> <p>許可：500 m²超</p> <p>一定の高さの盛土</p> <p>一定の高さの崖を生ずる盛土・切土</p> <p>【特定盛土等規制区域】</p> <p>届出：500 m²超 3,000 m²以下</p> <p>許可：3,000 m²超</p> <p>一定の高さの盛土</p> <p>一定の高さの崖を生ずる盛土・切土</p>